

託送供給等約款認可申請に係る電気料金審査専門会合の査定方針案について

1. 電力会社から経済産業省に提出された認可申請が、電気事業法等の関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかどうかについて、電力取引監視等委員会の「電気料金審査専門会合」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
2. 専門会合はすべて公開の下、11回開催（消費者団体、中小企業団体、特定規模電気事業者、消費者庁等もオブザーバー参加）。「意見募集（153件）」も実施。査定方針案の策定にあたっては、委員が担当分野につき、資料等を直接確認しながら検討。委員から事務局に対するヒアリングは、延べ151回、約149時間実施。

申請の概要

1. 各社の託送料金原価（10社） 3年平均 (億円)

	北海道		東北		東京		中部		北陸	
	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請
低圧	1,279	1,300	2,848	2,797	9,388	9,098	3,649	3,677	792	763
高圧	552	576	1,408	1,425	3,900	3,887	1,696	1,692	452	445
特別高圧	67	75	383	405	1,603	1,645	735	748	134	146
計	1,898	1,951	4,639	4,627	14,891	14,630	6,081	6,117	1,379	1,353

	関西		中国		四国		九州		沖縄	
	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請	前回改定	今回申請
低圧	4,394	4,225	2,017	1,752	1,000	970	2,897	2,926	336	391
高圧	1,930	1,920	891	800	438	437	1,124	1,174	130	196
特別高圧	950	973	347	334	104	108	390	436	24	58
計	7,274	7,118	3,255	2,887	1,542	1,515	4,412	4,536	490	645

※各社の低圧及び沖縄電力の高圧は新設のため前回改定は試算値

2. 北陸電力、中国電力及び沖縄電力の託送料金原価の内訳（3社） 3年平均 (億円)

	北陸			中国			沖縄		
	今回申請A	前回改定B	差引(A-B)	今回申請A	前回改定B	差引(A-B)	今回申請A	前回改定B	差引(A-B)
人件費	255	259	▲ 4	474	622	▲ 148	87	81	7
燃料費	20	-	20	74	-	74	154	-	154
購入電力料	0	0	▲ 0	2	2	1	4	-	4
資本費	363	463	▲ 101	723	1,032	▲ 309	191	174	17
減価償却費	277	311	▲ 34	546	704	▲ 158	150	119	31
事業報酬	86	153	▲ 66	176	327	▲ 151	41	55	▲ 14
修繕費	309	272	38	575	509	66	113	89	24
公租公課	197	208	▲ 11	424	473	▲ 49	58	51	7
その他経費	241	214	27	714	703	11	117	99	18
控除収益	▲ 32	▲ 37	5	▲ 99	▲ 86	▲ 13	▲ 80	▲ 4	▲ 76
託送原価計	1,353	1,379	▲ 26	2,887	3,255	▲ 368	645	490	155

※北陸電力、中国電力及び沖縄電力は、東日本大震災以降、料金原価の洗い替えを伴う供給約款の認可を受けていないため、個別原価の審査を行った。

電気料金審査専門会合委員

- (座長)(専門委員) (敬称略)
 安念 潤司 中央大学法科大学院 教授
 (委員)
 圓尾 雅則 SMBC日興証券株式会社 マネージングディレクター
 箕輪恵美子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
 (専門委員)
 秋池 玲子 ポストン コンサルティング グループ
 シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
 梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
 辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常任顧問
 松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
 南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
 山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

電気料金審査専門会合の検討の経緯

- 平成27年 7月29日 北陸電力、中国電力、沖縄電力より託送料金認可申請の提出
 7月31日 北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力、九州電力より託送料金認可申請の提出
 9月 1日 経済産業大臣より電力取引監視等委員会へ意見聴取
 第1回 (9月 4日) 概要説明① (北陸、中国、沖縄)
 第2回 (9月 7日) 概要説明② (北海道、東北、東京、中部、関西、四国、九州)
 第3回 (9月10日) 前提計画 (需要想定・設備投資計画)、個別の原価① (人員計画・人件費) (北陸、中国、沖縄)
 第4回 (9月18日) 個別の原価② (経営効率化計画、設備投資関連費用、修繕費、スマートメーター関連費用) (北陸、中国、沖縄)
 第5回 (10月 8日) 個別の原価③ (燃料費、購入・販売電力料、公租公課、その他経費、控除収益) (北陸、中国、沖縄)
 ※以降、委員が3人1組になって査定方針案の検討
 第6回 (10月22日) 制度変更等に係る論点① (需要地近接性評価割引、離島ユニバーサルサービスに係る供給費、系統連系技術要件) (10社)
 第7回 (10月30日) 制度変更等に係る論点② (調整力コスト、発電・送配電の設備区分見直し、小売・配電の業務区分見直し) (10社)
 第8回 (11月 6日) 制度変更等に係る論点③ (需要地近接性評価割引) 意見募集の結果報告 (10社)
 第9回 (11月13日) 制度変更等に係る論点④ (調整力コスト)、費用の配賦・レートメイク、検討を深めるべき論点① (10社)
 第10回 (11月20日) 検討を深めるべき論点② (10社)
 第11回 (12月 2日) 査定方針案の検討 (10社)

基本的な考え方(概要)

(1) 個別費用項目の査定

東日本大震災以降、料金査定を通じて原価の適正性を確認できていない北陸電力、中国電力及び沖縄電力について、最大限の経営効率化を踏まえたものであるかという観点で全費用項目を査定する。

(2) 制度変更等に伴う査定

東日本大震災以降、供給約款の認可を受けた北海道電力、東北電力、東京電力、中部電力、関西電力、四国電力及び九州電力を含む全10社について、可能な限り同一の基準を適用するという基本原則の下、制度変更を受けた対応が適正に反映されているかについて査定する。原子力に係る費用(制度的に料金原価に織り込むことが担保されている使用済燃料再処理等既発電費に係るものを除く。)については、託送料金への算入を認めない。

(3) 効率化計画

北陸電力、中国電力及び沖縄電力は、申請原価上、資機材・役務調達(設備投資、修繕費及び委託費等)について、これまでの電気料金値上げ事業者と遜色ない水準の低減効果を織り込んでいる。ただし、北陸電力及び沖縄電力のエスカレーションの織り込みは認めない。

費目、テーマ別の査定方針案(ポイント)

(1) 人員計画・人件費

- ・3社について、社内役員報酬の水準は国家公務員指定職の平均給与とする。
- ・北陸・沖縄電力について、1人当たりの販売電力量が低い分について減額。
- ・中国電力について、従業員の年金資産の期待運用収益率を、2.0%で設定。
- ・基本的な考え方に基づき、原子力に係る出向者給与を減額。

(2) 燃料費

- ・3社について、離島の内燃力発電用燃料の受払計画及び算定方法、輸送費等の調達コスト削減に向けた取組が妥当であることを確認。

(3) 購入・販売電力料

- ・北陸・中国電力について、自社に適用される事業報酬率での交渉を行うことを前提に、当該報酬率を上回る部分を減額。

(4) 設備投資関連費用

- ・3社について、空き送電線等の不使用設備をレートベースから減額及びこれに係る減価償却費を減額。

(高経年設備に係る設備投資計画)

- ・北陸電力について、鉄塔・コンクリート柱等の申請数量が過大なもの、電線・光搬送装置等の申請単価が過大なものを減額。
- ・中国電力について、鉄塔・変圧器等の申請単価が過大なものを減額。

(5) 事業報酬率

- ・10社について、算定省令及び審査要領等に基づき算定されており、申請における事業報酬率1.9%が妥当であることを確認。

(6) 修繕費

- ・3社について、空き送電線等の不使用設備に係る修繕費を減額。

(7) 公租公課

- ・3社について、法令に基づく算定がされており妥当であることを確認。

(8) その他経費・控除収益

- ・10社について、委託費や普及開発関係費等として計上された個別費用の妥当性について確認するとともに、一般送配電事業等の運営上必要不可欠とはいえない費用や原子力に係る費用と特定できる部分等については査定。

(9) スマートメーター関連費用

- ・3社について、スマートメーターの導入計画に基づき原価算入されているか、調達プロセスの適切性及び調達価格の一層の低減を図る取組を実施しているか等について確認。

(10) 発電・送配電の設備区分見直し

- ・沖縄電力を除く9社について、発電側にも利益をもたらす設備について区分を見直し。

(11) 小売・配電の業務区分見直し

- ・10社について、標準的な業務区分に則り、業務の性質・内容に対応した区分であることを確認。

(12) 離島ユニバーサルサービスに係る供給費

- ・中部・関西・四国電力以外の離島を有する7社について、関連する費用・収益が省令に従い特定され、適切に算定されていることを確認。

(13) 需要地近接性評価割引

- ・割引対象電源に低圧系統に接続する電源を加え、割引対象地域を市区町村単位できめ細やかに設定。また、現在、割引の適用を受けている発電設備については、潮流改善への貢献や事業者の予見可能性を考慮し、暫定的な措置として引き続き割引の対象とする。

(14) 調整力コスト

- ・周波数制御・需給バランス調整のための予備力について、小売電気事業者が確保すべきと考えられる部分については託送料金原価から減額。

(15) 費用の配賦・レートメイク

- ・省令の規定に基づき、託送料金原価から3需要種別の原価が算定されていることを確認。
- ・経過措置料金メニューと整合する形で託送料金メニューが設定されていることを確認。